

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例 (国13)(所得税:外) (地11)(個人住民税:外)</p> <p style="text-align: right;"><b>【新設・延長・拡充】</b></p>
2	要望の内容	<p>少子高齢化への対応など全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じ、対象事業の充実を図る。</p> <p>地方公共団体は、株式会社が行う特定地域再生事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣からの認定を受ける。認定された地域再生計画の要件に該当する旨を地方公共団体が確認し、確認を受けた株式会社への個人投資家からの出資に際して、下記の税制上の特例措置を講ずる。</p> <p>① 投資時点 当該出資の投資額を税額の計算の基となる他の株式譲渡益から控除</p> <p>② 当該出資により取得した株式の売却等による損失が発生した場合 損失を翌年以降3年間にわたって税額の計算の基となる株式譲渡益から控除</p>
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度創設
6	適用又は延長期間	平成26年から平成28年まで
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子高齢化への対応など全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について税制上の優遇措置を講ずることにより、広く民間から志ある資金の調達を促進して、地域再生の推進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成24年9月5日に地域再生法の一部が改正され、少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定して、その課題解決に取り組む地域を重点的かつ総合的に支援する制度として、特定地域再生制度が創設された。</p> <p>骨太方針2013では、「地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性広報の点から支援する」とされている。</p> <p>以上のことより、地域の特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対しての支援の一環として、税制上の特例措置によるインセンティブを付与する必要がある。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<b>【政策】</b> 6. 地域活性化の推進 <b>【施策】</b> ⑥ 特定地域再生計画の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済社会にとって共通の課題となっている特定政策課題の解決に資する先駆的な取組を支援することで、地域再生の戦略的な取組が強化されることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 個人投資家の特定政策課題解決に資する事業を行う株式会社への投資が促進され、各株式会社の経営基盤が強化され、少子高齢化への対応等全国の地域に共通する特定政策課題の解決への推進が図られる。
8	有効性等	① 適用数等	現在までの実績なし 平成26年度適用数(見込み): 地方公共団体の確認を受けた特定政策課題の解決に資する事業を行う6社に対し投資を行った個人投資家 平成27年度及び28年度適用数(見込み): 同上
		② 減収額	平成26年度: 7.65 百万円 平成27年度: 7.65 百万円 平成28年度: 7.65 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成26年度～平成28年度) 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間はいずれも未了のため、政策目的の実現状況を述べることは困難である。 他方で、平成24年度に特定地域再生事業費補助金の選定を受けた地方公共団体に対して地方公共団体に対して実施したアンケート調査に対する回答においては、「目標を上回っている」、「目標どおり」とした事業が測定指標の目標値を上回っており、特定政策課題の解決に資する取組が進展することが期待される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成26年度～平成28年度) 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間はいずれも未了のため、本特例措置による効果・達成目標の実現状況を述べることは困難である。 他方で、平成24年度に特定地域再生事業費補助金の選定を受けた地方公共団体に対して地方公共団体に対して実施したアンケート調査に対する回答においては、「目標を上回っている」、「目標どおり」とした事業が測定指標の目標値を上回っており、特定政策課題の解決に資する取組が進展することが期待される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成26年度～平成28年度) 個人投資家による特定政策課題解決に資する事業を行う株式会社への投資が促進されないため、民間事業者による取組が拡がらず、少子高齢化への対応等全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する者の活動が活発になっていかないことが想定される。

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度)</p> <p>特定地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家の投資への税制上のインセンティブを付与することは、広く個人投資家からの投資を促進することで、株式会社の経営基盤強化にもつながり、地域の再生へと還元される取組として有効なものと考えられる。</p> <p>また、本特例措置により、地域再生活動を担う法人の活動が促進され、当該法人の活動が活発化することによる税込増が見込まれるだけでなく、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公益性の高い事業のこのような法人による実施が可能となり、急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、特定地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家による投資への税制上のインセンティブを付与するものであり、特定政策課題の解決に資する取組への地域における自主的・自発的な支援を促すものであることから、地域再生制度の趣旨に見合うものとして妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>特定地域再生事業費補助金</p> <p>当該補助金は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する場合に交付される特定地域再生計画策定費</li> <li>・地方公共団体、公共的団体、営利を目的としないNPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、特定政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合に交付される特定地域再生計画推進事業</li> </ul> <p>の二つから構成されるものであり、本特例措置とは、支援対象が異なっているものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>特定地域再生計画は、地方公共団体が作成した人口減少・高齢化社会等に対応した課題解決のための計画を国が認定するものである。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-